

雇 労 第 2418 号
令和5年3月24日

各 位

神奈川県知事
(公印省略)

賃金引上げの際の同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応等について（通知）

本県の労働行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和5年3月15日付け基発 0315 第 15 号、職発 0315 第 7 号、雇均発 0315 第 5 号により、厚生労働省労働基準局長、職業安定局長、雇用環境・均等局長から別添のとおり依頼がありましたので、資料を送付します。

(送付資料)

- ・厚生労働省依頼文
- ・資料1 パートタイム・有期雇用労働法で正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています
- ・資料2 派遣労働者を受け入れる際に注意すべきポイント
- ・資料3 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策
- ・資料4 賃金引き上げ特設ページを開設！

問合せ先

産業労働局労働部雇用労政課

労政グループ 白井

電 話 045-210-5739

メール rousei@pref.kanagawa.lg.jp